

# 宮津市公報

平成26年12月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

### 規 則

- 19 宮津市子ども・子育て支援法施行細則 ..... 1  
20 宮津市保育の利用に関する規則 ..... 1

### 告 示

- 117 地域包括支援センターの所在地変更の届出 ..... 2  
118 国民健康保険被保険者証の無効 ..... 3  
119 宮津市議会定例会の招集 ..... 3  
120 宮津市いじめ問題対策連絡会議設置要綱 ..... 3

### 公 告

- 44 宮津市営住宅等の入居者の公募 ..... 4  
45 公示送達 ..... 5  
46 平成27年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験の合格者 ..... 5  
47 条件付一般競争入札の実施 ..... 5  
48 条件付一般競争入札の実施 ..... 8  
49 平成27年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験の合格者 ..... 10

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 18 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 10

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 72 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 ..... 11  
73 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る  
候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 11  
74 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 ..... 11  
75 有権者総数の50分の1の数 ..... 11  
76 有権者総数の3分の1の数 ..... 12  
77 有権者総数の6分の1の数 ..... 12  
78 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所 ..... 12

### 監 査 委 員

#### 《監査公表》

- 76 住民監査請求監査結果公表 ..... 12

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 11 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 15

## 規 則

宮津市子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。

平成26年11月14日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第19号

宮津市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(就労時間の下限)

第2条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条第1号に規定する市が定める時間は、48時間とする。

(支給認定の有効期間)

第3条 府令第8条第4号ロに規定する市が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号に規定する市が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 府令第8条第2号に規定する期間

(2) 支給認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者の育児休業が終了した日の属する月の末日までを限度として市長が必要と認める期間

3 府令第8条第12号に規定する市が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 府令第8条第8号に規定する期間

(2) 効力発生日から当該支給認定に係る小学校就学前子どもの保護者の育児休業が終了した日の属する月の末日までを限度として市長が必要と認める期間

4 府令第8条第7号に規定する市が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 府令第8条第2号に規定する期間

(2) 効力発生日から当該支給認定に係る小学校就学前子ども及びその保護者の状況並びに保育が必要な事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が必要と認める期間

5 府令第8条第13号に規定する市が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 府令第8条第8号に規定する期間

(2) 効力発生日から当該支給認定に係る小学校就学前子ども及びその保護者の状況並びに保育が必要な事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が必要と認める期間

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

\* \* \*

宮津市保育の利用に関する規則をここに公布する。

平成26年11月14日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第20号

宮津市保育の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園において保育を受けること又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育を受けること（以下これらを「保育の利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育の利用の申込み）

第2条 保育の利用を申し込もうとする児童の保護者（以下「申込者」という。）は、保育施設等入所申込書その他必要な書類を福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

（保育の利用承諾等）

第3条 所長は、前条の規定による申込みがあったときは、保護者等の状況を審査し、保育の利用の可否を決定するとともに、申込者に通知しなければならない。

2 所長は、前項の規定による保育の利用の承諾（以下「保育の利用承諾」という。）をしたときは、当該承諾に係る保育所等に、その児童の氏名その他必要な事項を通知しなければならない。

（変更の届出）

第4条 保育の利用承諾を受けた保護者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、直ちにその旨を所長に届け出なければならない。

- (1) 保育施設等入所申込書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 保育の利用を希望しなくなったとき。
- (3) その他所長が必要と認める事由が生じたとき。

（保育の利用の解除等）

第5条 所長は、次に掲げる事項に該当するときは、保育の利用承諾を解除することができる。

- (1) 利用者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条各号に該当しなくなったとき。
  - (2) その他所長が保育の利用を不相当であると認めるとき。
- 2 所長は、前項の規定により保育の利用承諾を解除したときは、当該解除に係る利用者及び保育所等に、その旨を通知しなければならない。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、保育施設等入所申込書の様式その他必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行し、同日以後の保育の利用について適用する。

（準備行為）

- 2 所長は、この規則の施行の前日においても、保育の利用承諾その他の保育の利用に必要な手続を行うことができる。

## 告 示

宮津市告示第117号

次の地域包括支援センターの設置者から介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第8項において準用する同法第69条の14第2項の規定により、地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、同法第115条の46第8項において準用する同法第69条の14第3項の規定により告示する。

平成26年11月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 変更の届出をした地域包括支援センターの設置者 社会福祉法人成相山青嵐荘
- 2 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称 宮津北部地域包括支援センター
- 3 変更後所在地 宮津市字江尻267番地の3
- 4 変更年月日 平成26年11月13日

\* \* \*

宮津市告示第118号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成26年11月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮-0000237	昭和17年11月10日	平成25年4月1日	平成26年10月6日	
宮-0000962	昭和55年5月23日	平成26年4月8日	平成26年10月6日	
宮-0004276	昭和33年8月14日	平成25年4月1日	平成26年10月15日	
宮-0009281	昭和26年10月15日	平成25年4月1日	平成26年10月15日	
宮-0019365	平成4年2月14日	平成25年10月30日	平成26年10月14日	
宮-0019650	昭和50年6月11日	平成26年8月19日	平成26年10月2日	
宮-0019650	平成26年4月5日	平成26年8月19日	平成26年10月2日	

\* \* \*

宮津市告示第119号

平成26年第7回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 期 日 平成26年12月1日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

\* \* \*

宮津市告示第120号

宮津市いじめ問題対策連絡会議設置要綱を次のように定める。

平成26年11月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市いじめ問題対策連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の趣旨に基づき、宮津市いじめ問題対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

（組織）

第3条 連絡会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 関係団体の代表者
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第44号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

平成26年11月5日

宮津市長 井上正嗣

### 1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	C棟	42,000円	1	3DK

### 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があり、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

### 3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、

新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

(1) 期間 平成26年11月20日（木）から平成27年1月30日（金）まで

(2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

先着順（同日に複数の申込みがあった場合は抽選となります。）

7 入居時期 入居決定した日から約2週間後

————— \* \* \* —————

宮津市公告第45号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成26年11月5日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

————— \* \* \* —————

宮津市公告第46号

平成27年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

平成26年11月6日

宮津市長 井上正嗣

第1次試験に合格した者の受験番号

A1001      A1003      A1006      A1008

A1023      A1026      B2005      B2012

F6001      F6002      F6005      F6006

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 平成26年11月21日（金）午前9時～

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

————— \* \* \* —————

宮津市公告第47号

条件付一般競争入札の実施について

養老・日ヶ谷配水池製作工事（宮簡水26第5号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月18日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 工事名 養老・日ヶ谷配水池製作工事

(2) 工事番号 宮簡水26第5号

(3) 工事場所 自社工場内

(4) 工事概要 鋼製配水池製作工 一式

・有効容量 336 m<sup>3</sup>（2池式）

・寸法 6000mm×16000mm×H4000mm

・有効水深 3500mm

- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成27年3月27日まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
- 担当室 宮津市建設室（建設管理係）  
宮津市役所本館南棟2階
- 郵便番号 626-8501
- 所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1
- 電話番号 0772-45-1628（直通）
- FAX番号 0772-25-1691
- E-mail kanri@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 許可の種類 水道施設工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 水道施設工事
- (3) 許可区分 特定建設業許可
- (4) 総合評定値 水道施設工事の経審総合評定値が1000点以上
- (5) 営業所所在地 日本国内（全国）に本社・営業所を置く者
- (6) 施工実績 過去10年間の元請負又は一次下請けで有効容量300㎥以上の配水池の製造・組立・据付及び保守点検の実績があること。
- (7) 配置予定技術者 主任技術者として「水道施設工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
- ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）  
3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
- イ 配置予定技術者調書（別記様式3）  
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。  
なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。  
また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。  
技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- ウ 確認資料  
次に掲げる書類を提出すること。
- (ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
- (イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
- 5 入札手続等
- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間  
平成26年11月18日（火）から平成26年11月27日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
- (2) 設計図書等の閲覧期間  
平成26年11月18日（火）から平成26年12月1日（月）までの午前9時から午後5時まで（期間

中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)

閲覧場所 2 に示す担当室に同じ

\*) 設計図書は宮津市ホームページに掲載する。

(3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成26年11月18日(火)から平成26年11月27日(木)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)ただし、郵送の場合は平成26年11月27日(木)午後4時までまでに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成26年12月1日(月)まで。ただし、郵送等の場合は平成26年12月1日(月)午後4時までまでに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成26年12月2日(火)

閲覧場所 2 に示す担当室に同じ

\*) 回答書は宮津市ホームページに掲載する。

(申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。)

(6) 入札日時及び場所

平成26年12月5日(金)午前11時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。

9 予定価格

予定価格は、56,424,600円(税込)とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

11 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。(中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の2割以内(限度額50,000千円)で前金払を追加できる。)

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

12 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおり



とする。

※) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

———— \* \* \* ————

宮津市公告第48号

条件付一般競争入札の実施について

養老・日ヶ谷浄水機械設備製作工事（宮簡水26第6号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成26年11月18日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 養老・日ヶ谷浄水機械設備製作工事
- (2) 工事番号 宮簡水26第6号
- (3) 工事場所 自社工場内
- (4) 工事概要 浄水機械設備製作
  - ・浄水能力 528 m<sup>3</sup>/日
  - ・着水井、混和池設備（SUS 鋼板製短径形）1式
  - ・小型浄水設備（ブロック形成池、傾斜管沈殿池、急速ろ過池、逆洗水槽、SUS 鋼板製）1式
  - ・浄水施設制御盤（屋内閉鎖自立型 2面）1式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から平成27年3月27日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当室 宮津市建設室（建設管理係）  
宮津市役所本館南棟2階  
郵便番号 626-8501  
所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1  
電話番号 0772-45-1628（直通）  
FAX番号 0772-25-1691  
E-mail kanri@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 機械器具設置工事
- (3) 許可区分 特定建設業許可
- (4) 総合評定値 機械器具設置工事の経審総合評定値が1000点以上
- (5) 営業所所在地 日本国内（全国）に本社・営業所を置く者
- (6) 施工実績 過去10年間の元請負又は一次下請けで浄水能力500m<sup>3</sup>/日以上浄水機械設備の製造・組立・据付及び保守点検の実績があること。
- (7) 配置予定技術者 主任技術者として「機械器具設置工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
  - ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）  
3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
  - イ 配置予定技術者調書（別記様式3）  
3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格

及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

#### ウ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し

(イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成26年11月18日（火）から平成26年11月27日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）

##### (2) 設計図書等の閲覧期間

平成26年11月18日（火）から平成26年12月1日（月）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

\*）設計図書は宮津市ホームページに掲載する。

##### (3) 入札参加資格確認申請書等の受付

平成26年11月18日（火）から平成26年11月27日（木）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）ただし、郵送の場合は平成26年11月27日（木）午後4時までまでに必着とする。

##### (4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成26年12月1日（月）まで。ただし、郵送等の場合は平成26年12月1日（月）午後4時までまでに必着とする。

##### (5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成26年12月2日（火）

閲覧場所 2に示す担当室に同じ

\*）回答書は宮津市ホームページに掲載する。

（申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。）

##### (6) 入札日時及び場所

平成26年12月5日（金）午前11時15分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

##### (7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

#### 6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

#### 7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## 8 落札者の決定方法

宮津市財務規則第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。

## 9 予定価格

予定価格は、149,752,800円（税込）とする。

## 10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除する。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

## 11 支払条件

(1) 前払金

請負代金の4割以内とし、支出限度額は1億円とする。（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の2割以内（限度額50,000千円）で前金払を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

## 12 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

\* \* \*

宮津市公告第49号

平成27年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成26年11月27日

宮津市長 井上正嗣

受験番号

A1001	A1023	A1026
F6002	F6005	F6006

## 教育委員会

### 〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第18号

平成26年第16回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月25日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

- 1 日 時 平成26年11月27日（木）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第72号

平成26年12月14日執行予定の衆議院議員総選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月27日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成26年12月2日
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第73号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成26年11月27日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成26年12月2日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月27日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成26年12月3日から12月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
(宮津市役所内)  
宮津市選挙管理委員会事務局

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第75号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月1日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

332人

\*\*\*\*\*

宮津市選挙管理委員会告示第76号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月1日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5,519人

\*\*\*\*\*

宮津市選挙管理委員会告示第77号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月1日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2,760人

\*\*\*\*\*

宮津市選挙管理委員会告示第78号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

平成26年12月1日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

<以下省略>

## 監査委員

### 《監査公表》

監査公表第76号

住民監査請求監査結果公表

地方自治法第242条第4項の規定により、標記の請求に係る監査を行いましたので、請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成26年11月18日

宮津市監査委員 稲 岡 修  
宮津市監査委員 徳 本 良 孝

(注) 宮津市個人情報保護条例に基づき個人情報を保護する観点から、個人及び特定の個人が識別される情報は省略した。

請求人に対する監査結果の通知文

宮監第 26 号

平成26年11月18日

請求人

&lt;省 略&gt;

宮津市監査委員 稲岡 修

宮津市監査委員 徳本 良孝

## 宮津市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)

平成26年9月26日付けで提出された地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定に基づく宮津市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により通知します。

## 第1 請求書の受理

本請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成26年9月26日これを受理した。

## 第2 請求の内容

請求人提出の宮津市職員措置請求書による請求の要旨及び請求の内容は次のとおりである。

## 1 請求の要旨

宮津市教育委員会事務局総括室室長である(室長氏名 省略)氏が、宮津市字(字名地番 省略)番地、宮津市所有の土地を私的感覚により管理し、近隣住民及び市民に対し当該土地に関する諸般の事情に至る経緯を独断で決定し、自分の発言は絶対的であると断言した。

具体例としては当該土地に隣接する隣人の進入は許可し、他の住民、市民等は無断侵入禁止との啓発看板付の塀等を設置、又市民平等であるはずが一住民に対し著しく便宜を図っている。この件に至る現在までの当該土地に対する不当な公金支出がある。

犬の啓発看板、側溝の整備、砂利、進入禁止等の塀、その他現在は現存しないがこれまでの設備等への公金を隣人の不当な要求に対し不必要な公金支出を繰り返した。

上記に関する諸般の問題点を文書、面会等で返答を求めるがことごとく要領を得ない返答を繰り返して現在に至った。

## 2 請求の内容

(ア) 当該土地に隣接する隣人の不当な要求に対し(室長氏名 省略)氏が行った不必要な公金支出の弁済

(イ) 隣人が当該土地の草抜きをすと言った為、隣人のみ侵入を許可し他の一般市民は、例え草抜き、ボランティアであろうと不許可とするとした発言の趣旨の説明

(ウ) 上記の件全て(室長氏名 省略)氏自らの発言による当該土地に関する決定事項は他にどのような意見であろうと、不納得であろうと(室長氏名 省略)氏自身が絶対的であると発言した趣旨の説明

(エ) 隣人は自己敷地内での汲み取り作業が可能であるにもかかわらず、あえて汲み取りの為に毎月、当該土地への立ち入りを行政が特別扱いし容認している趣旨の説明

(オ) 私的感覚での当該土地の管理態勢の是正

(カ) 以上再三に亘る近隣住民又、一般市民としての質問にも要領を得ない返答が続き、又質問に対する返答日時も反故し続け、あげくに虚偽説明に至る事も有り地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明等を添え、必要な措置を請求する。

(注) 1 原文は請求の内容が項目ごとに・で区分されていたが、明確にするため(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)で表示した。

2 事実証明については、請求人から提出されているが、本件監査結果では添付を省略した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求の内容から財務会計上の行為として、(建物名 省略) 用地の管理にあたり、不当な要求に対し不必要な公金支出があり、その弁済を請求しているものである。

添付された事実証明書は、今回の請求に関連する支出負担行為伺票等であり、不必要な公金支出を繰り返したと主張する内容、金額を示したものである。

ただし、住民監査請求は、法第242条第2項の規定により、当該財務会計行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができないとされているため、請求内容(ア)において、公金支出が一年以内に該当するのは、平成25年11月12日起票の(建物名 省略) 用地外塀設置費52,500円のみであり、その他については、請求期間を経過した不適法な請求として却下した。

住民監査請求の対象は、地方公共団体の個別的、具体的な財務会計上の行為等に限られており、それ以外の非財務的な事項についてまで対象とするものではないため、請求内容(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)の4点については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠いた不適法な請求として却下した。

財務会計上の「財産の管理」とは、一般行政上の作用にまで広く及ぶものではなく、財産の財産的価値の維持、保全等の財務的処理を直接の目的とする財産管理に限られるものであるため、請求内容(オ)については、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる財産の管理に該当するとは認められず却下した。

したがって、本件請求に係る監査の実施に当たっては、(建物名 省略) 用地外塀設置行為が、違法又は不当な公金支出に該当するか否かについてのみを監査対象とした。

#### 2 監査対象室

宮津市教育委員会事務局総括室

#### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を平成26年10月17日に設けたが、請求人から新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

#### 4 関係職員からの事情聴取

平成26年10月17日に、宮津市教育委員会事務局総括室長ほか関係職員から事情聴取を行うとともに、必要な資料等の提出を求めた。

### 第4 監査の結果

#### 1 結論

本件請求のうち、監査対象とした(建物名 省略) 用地外塀設置行為の監査結果については、合議により次のように決定した。

以下の理由から法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するとは認められず、請求人の求める措置の理由がないものと認め、本件請求は棄却する。

#### 2 理由

本件請求に係る土地は、宮津市が(建物名 省略) 用地として、既存住居の一部を取り壊して造成したものである。したがって、さら地にしたことにより、隣家住居の生活空間に近接することとなったものである。

当該土地の前面道路側の部分については、隣接する(建物名 省略) の駐輪場として利用する一方、後方部分については、通路としての利用価値はなく、また広く一般に立ち入り使用を認める必要性もないことから、教育委員会として適切な維持管理をするために必要と判断し当該塀を設置したものであり、その支出負担行為の手続きは、宮津市財務規則に基づき適正に行われており、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出には該当しないと判断した。

## 農 業 委 員 会

### 《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成26年12月 1 日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成26年12月 5 日（金） 午前 9 時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室
- 3 議 題
  - 議第24号 農地法第 3 条の許可申請に係る許可について
  - 議第25号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について
  - 議第26号 非農地証明について
  - 議第27号 農業委員会組織・制度見直しに関する要望について